



《緊急声明》

私たちは「永住資格取り消し法案」に反対します

日本の国会では4月から「永住資格取り消し法案」の審議が始まりました。

私たち在日大韓基督教会は、特別永住者の在日韓国人だけではなく、韓国から起業や就労、留学、結婚などで渡日した韓国人や、日本人をはじめさまざまな国籍の信徒・教役者で構成されています。今回の法案では「特別永住者」は対象となっていませんが、日本に長年暮らして「永住者」となっている韓国人信徒・教役者が多くいるため、法案について私たちの意思を表明することにしました。

「永住資格取り消し法案」は、日本に在住するうえで最も安定した在留資格を持って生活基盤を築いている外国人住民の「永住者」に対して、重大な不利益をもたらす差別的な法案である、と私たちは考えます。

「永住者」は在留期間の制限なく日本に滞在することができますが、永住許可を得るには原則として 10 年以上在留していることに加えて、納税の義務を果たしているなどの厳しい条件を満たす必要があります。そのような厳格な審査を経て永住許可を得た外国人住民は、日本で働き、子どもを育て、さまざまな形で日本社会に貢献してきました。「永住者」の数は年々増えて 2023 年末現在、891,569 人となり、そのうち韓国籍の永住者は 75,675 人です。

ところが、今回の法案は、①在留カードの常時携帯、7年ごとの在留カード更新、14 日以内の住居地変更届け出などの入管法に違反した場合、②税金や社会保険料を支払わない場合、③住居侵入罪などにより拘禁刑 1 年以下(執行猶予を含む)が科せられた場合に、永住資格を取り消すとしています。つまり、永住資格取り消しによって、長年にわたって築いてきた日本での安定的な生活基盤が奪われるということです。

日本がすでに加入している国際人権自由権・社会権規約や人種差別撤廃条約では、外国人住民に、国政参政権を除く基本的な権利を保障することを定めています。とりわけ永住者に対しては、日本人と同等に扱うよう、国連の自由権規約委員会や人種差別撤廃委員会が日本政府に求めています。税金や社会保険料の滞納や、退去強制事由に該当しない軽微な法令違反に対しては、日本人に対するのと同様に、法律に従って督促、差押といった制裁措置をとれば良いのです。

しかし、外国人であるがゆえに、在留資格「永住者」を取り消すというのは、外国人に対するあからさまな差別です。人種差別撤廃条約の第 2 条(締約国の差別撤廃義務)と第 5 条(非差別・法の前の平等)、自由権規約の第 2 条(締約国の差別撤廃義務)と第 26 条(非差別・法の前の平等)に違反します。

韓国では、韓国民も外国人も人権侵害を申し立てができる国内人権機関(国家人権委員会)があり、また永住外国人には地方参政権が認められています。しかし日本では、国内人権機関もなく、外国人の地方参政権も実現していません。日本人も外国人も「共に生き、共に生かし合う」日本社会を作りたいと願う私たちはこの法案に反対し、日本が先進国にふさわしい人権制度を整えるよう、要望します。

2024 年 5 月 2 日

在日大韓基督教会

総会長 梁栄友

社会委員長 申容燮